

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策 異常家きん発見時の早期通報徹底！

今シーズンのこれまでの高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生事例の中で異常家きんを発見した旨の通報が速やかに行われなかった事例がありました。

通報が遅滞すると、本病の周辺農場へのまん延防止に支障を及ぼします。また、家畜伝染病予防法第58条第1頁ただし書および第2頁ただし書の規定により、患畜等に係る手当金および特別手当金が減額措置になる可能性があります。

毎日の健康観察と早期通報の徹底をお願いします

◆ 家畜保健衛生所への早期通報の徹底

- ✓ 同一の家きん舎において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった場合
- ✓ 特定症状や、通常みられない産卵率の低下、沈うつ等の異状発見時
- ✓ 管理獣医師の診断等、他の疾病が疑われる場合も、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の可能性を否定できない場合は、家畜保健衛生所に相談

東濃家畜保健衛生所

TEL : **0573-26-1111 (内395)** FAX : **0573-25-7669**

※平日の時間外（午前8時30分～午後5時15分以外）及び
休日に連絡の必要な場合は、**警備室 0573-26-1114**に電話し、
「家畜保健衛生所に緊急に連絡が必要」と伝え、警備員が家畜保健衛生所職員におつなぎします。